

●気をつけよう 国保税の滞納

国保税を納めないと、滞納分の保険税をあとでまとめて支払うことになったり、病気やけがをしたときに医療費の全額をいったん支払うなどの厳しい措置がとられます。そのときに困るのはあなたや家族です。このようなことにならないように必ず保険税は納めましょう。

《特別の事情なく保険税を滞納するとこんなことになります！》

- ①督促をうけたり、延滞金が加算されます。
- ②有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ③納期限から1年経過しても滞納を続いていると、保険証を返却することになり、「被保険者資格証明書」が交付されます。（このとき、いったんかかった医療費の全額を支払うことになります）なお、延滞している保険税を納めれば、保険証が発行されます。

※やむを得ない事情等、納められないときには、税務課までご相談下さい。

国保税・介護保険料の納付は口座振替で！

国保税、介護保険料を納付書で納める方（普通徴収）には納め忘れのない口座振替をおすすめします。ぜひこの機会に口座振替の手続きを！
(手続きは税務課または各金融機関でお願いします。)

◎国保税・介護保険料に関する問い合わせは

税務課課税係・収税係 ☎^⑧12111（内線1111・1131）

国保ワンポイント

パート⑦

国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入した日（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）
- 子どもが生まれた日
- 生活保護を受けなくなった日



お届けはお済みですか？ ～14日以内に届け出を～

国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出した日
- 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護を受け始めた日



加入の届出が遅れると

- ・保険税は、加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から納めるので、加入した月までさかのぼって保険税を納めなければならなくなります。
- ・保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

やめる届出が遅れると

- ・保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返していただきます。
- ・他の健康保険に入ったとき国保をやめる届出をしないと知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

納期限

7月31日(木)は、固定資産税第2期分、国民健康保険税第1期分、介護保険料第1期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。